

陸前高田市民文化会館指定管理者選定基準

本選定基準は、陸前高田市民文化会館指定管理者（以下「指定管理者」という。）を選定するにあたって、選定基準等、必要な事項を示すことを目的とします。

1 選定審査の方法

陸前高田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請団体から提出された書類の審査を行い、評点方式により指定管理者の候補者の選定を行います。

2 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行います。

審査項目	審査区分／評価項目	配点
	【管理運営業務に関する基本的事項】	【５０点】
I	陸前高田市まちづくり総合計画に関する事項	【１０点】
	(1) 基本的な考え方を理解し、計画遂行に資する事業計画となっているか。	
II	効率的かつ効果的な管理運営	【２０点】
	(1) 施設の目的に合致した事業計画か。	
	(2) 利用者に対するサービス向上、利用者増の工夫がなされているか。	
	(3) 管理を行う組織や人員体制、適切な勤務体制（シフト）が適切に計画されているか。	
	(4) 利用者の意見、要望等を運営に反映させる工夫はあるか。	
	(5) 利用者の相談に応じられるレファレンス環境を整えているか。	
	(6) 市が提示した仕様の実施が確保されているか。	
	(7) 市内に本社、事務所等を有し、又は設置する見込みであり、市と迅速な連絡調整が行えるか。	
	(8) 高齢者や障がい者などの利用に対する配慮はなされているか	
III	団体の規模や能力	【１０点】
	(1) 団体の経営は安定しているか(新規事業者にあつては、持続可能な経営計画となっているか。)	
	(2) 個人情報の管理体制は適切か。	
	(3) 緊急事態等に対応可能な体制となっているか。	
	(4) 施設の管理運営業務の実績はあるか。	
IV	地域貢献	【１０点】
	(1) 職員採用に際し、地元雇用に配慮しているか。	
	(2) 周辺施設等と連携し、施設利用の促進を図る取組が計画されているか。	
	【経営に関する事項】	【１０点】
	(1) 経費削減等の工夫がみられるか。	
	(2) 収支計画は適正か。	

[自主事業に関する事項]		【４０点】
	(1) 事業計画が指定管理施設の利用促進に寄与するか。	
	(2) イベントの目的、内容が交流人口の拡大に資するものとなっているか。	
	(3) 収支計画は適正か。	
合 計		【１００点】

3 選定結果の通知及び公表

選定委員会での選定結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定します。その結果は、申請書類を提出した団体に書面で通知するとともに、必要に応じて公表します。なお、審査に係る内容についての質問、問合せその他の照会には、一切応じられませんのであらかじめ了承の上、申請してください。

4 再度の選定

指定管理者の指定に係る議決までに、指定管理者の候補者とすることができない事情が生じたときは、再度選定に係る手続を行います。